

日本における人身取引

ステークホルダー・エンゲージメントプログラム
2017年6月15日

ノット・フォー・セール・ジャパン
(NFSJ)
山岡万里子



①人権問題への配慮

～海外だけで、いいのか？～

「人身取引」「現代の奴隷制」「児童労働」…
「ビジネスと人権に関する指導原則(ラギー原則)」
「米国ドッド=フランク法」(紛争鉱物問題)
「英国現代奴隷法」「SDGs」 etc. etc.

海外のサプライチェーンでの問題には
目を向けるようになった日本企業。

⇒でも、対処は**海外だけ**、でいいのだろうか？？？

⇒実はこの分野、**足元の日本でも問題は山積み！**



②「現代の奴隷」「人身取引」とは？

★「現代の奴隷」 (AFP通信2016年5月31日)

脅迫や暴力、強制、権力乱用、詐欺などによって、
立ち去る自由を奪われ、搾取されている状態



★「人身取引」 国連の定義 (人身取引議定書第3条)

搾取を目的に、

暴力・脅し・騙し・弱い立場につけこむ・その人を
支配している人に金を払うなどの手段を使い
人を募集したり移動させたり監禁する行為。

★「現代の奴隷」とは「人身取引の被害者」

「人身取引」とは「人を奴隷にする行為/プロセス」



★1,500億ドル (=15兆円) 産業(2014年ILO発表)



NOT FOR SALE

③被害の実態・プロセス・構造

【搾取の実態】

- 無報酬/低報酬
- 賃金未払い
- 不当な罰金/天引
- 無休/長時間労働
- 監禁
- 通信・交遊禁止
- パスポート没収
- 虐待/セクハラ
- 脅迫/暴力/暴言
- 劣悪な住環境

【プロセス/構造】

・巧妙な勧誘

「楽に稼げる」「憧れの海外で」

「有名になれる」「素敵な結婚」

・危険を知らない⇒騙されてしまう

・羞恥心/自責の念/諦め

「騙された自分が悪い」

「あと少し自分さえ我慢すれば…」

・「借金」⇒一方的な押し付け

紹介手数料 保証金 研修費
渡航費 渡航書類代行手数料
食費 住居費 衣装代 罰金…



NOT FOR SALE

④ 奴隷労働・人身取引の例

- ・西アフリカの**カカオ農場**での児童労働・人身取引
- ・アフリカ・アジア等の**児童兵士**
- ・東南アジアをはじめ世界中での**売春の強要**
- ・タイの**漁船**での奴隷労働
- ・アフリカ、南米、インドなど**鉱山**で働く子どもたち
- ・中国で**誘拐**され**家事労働**のため売られる子ども
- ・世界中の子ども（ロマ等）が路上で**物乞い**
- ・東南アジアから北東アジアへの**“花嫁”**の売買
- ・北アフリカ・中東での**臓器摘出目的**の人身取引



⑤日本における人身取引

- 米国務省「人身取引報告書」の国別評価(188カ国対象)
G7参加国中唯一「**第2階層**」＝政府は努力しているが不十分
- 「日本に**約29万人の奴隷**」(ウォークフリー財団 2016年)
- 日本政府発表「人身取引対策年次報告書」(2017.5.30)
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinsintorihiki/dai3/honbun.pdf>

2016年に保護された人身取引被害者

50名 うち男性2名、女性48名。

日本人25、タイ人9、フィリピン人8、カンボジア人7、ベトナム人1

労働搾取4名、他46名は性的搾取/ホステス強要

- 児童買春事犯検挙：809件701人



⑥日本における人身取引の現状

- 外国人技能実習制度⇒悪用し労働搾取
- JFC(新日系フィリピン人)⇒騙して入国させ搾取
- 出稼ぎの外国人女性⇒ホステス/売春を強要
- 日本人少女JK産業/“援助交際”⇒性的搾取
- モデル・タレントのスカウト⇒AV出演強要
- 日本人男性⇒海外で(児童)買春



⑦ビジネスとの関わり～性搾取分野

- 搾取的な性売買への加担

⇒一部業界を除き、直接的には少ない

⇒しかし**社員が「顧客」として**関わっている



- **企業としても・・・**

（国内）社員旅行・社内行事・接待などで・・・

（海外）海外駐在員が接待の提供・享受等で・・・

搾取的な性産業（児童買春含む）に関わることも。

⇒**間接的に、性的な人身取引に加担！**



**性的人身取引につながるような慣行に対し、
企業がなんらかの指針を定めたり
社員を指導したりすることはできないか？**



NOT FOR SALE

⑧ビジネスとの関わり～労働搾取分野(1)

【石川県の縫製工場での過酷労働^{2014.11~2015.2}】

中国人・ベトナム人計9人の**技能実習生**に対し、最長で月約183時間、延べ4621時間【平均128時間】の**時間外労働**、延べ100回近い**休日出勤を強制**。割増賃金約300万円を払わなかった。



金沢労働基準監督署が2016年1月、同社と50代の男性社長を**労働基準法違反容疑**で書類送検。2015年7月に事業停止。金沢地裁から破産手続き開始決定を受けた。

《外国人技能実習生ニュース2016年1月8日》



⑨ビジネスとの関わり～労働搾取分野(2)

【岐阜県の鋳造会社での過労死_{2011.8~2014.4}】

フィリピン人の**技能実習生**、鉄切断・鋳型に薬剤塗布の作業。14年1月からの3カ月間、ひと月に96～115時間の**残業で過労死**。



2016年10月、岐阜労働基準監督署が過労死として**労災認定**。

(技能実習生の過労死として労災認定は2件目。)

《産経WEST 2016年10月17日》

ちなみに…1992年～2014年までに実習生365人が死亡、うち102人(**28%**)が「脳・心臓疾患」が原因。20代の日本人の脳・心臓疾患死の割合は**5%以下**。



⑩ビジネスとの関わり～労働搾取分野(3)

【静岡県の廃品リサイクル工場での人身取引^{2011.1~7}】

スリランカ人男性 2 名は「3年の在留資格で日給8000円」と持ち掛けられ**約260万円を借りて支払い、来日。短期滞在のあとオーバーステイ**に。鮮魚の解体と**聞いていたが**廃品からレアメタルを探す仕事をさせられ、日曜・雨天以外**休みなく働くが、食事代2000円以外支給されず**。



静岡地裁に、未払い賃金約294万円を求めて業者を提訴。原告らに150万円支払う**和解が成立**。

スリランカの斡旋会社に対して損害金330万円の支払いを求めた裁判で全額許容の判決が出たが、ブローカーは**行方不明**のため回収できる見通しは無し。

《毎日新聞地方版静岡 2013年3月20日》



NOT FOR SALE

⑪ビジネスとの関わり～労働搾取分野(4)

【岡山県のコンビニ弁当工場で過酷労働～過労死₂₀₁₅】

出稼ぎ目的で**留学生**として来日したベトナム人男性。本国で**150万円の留学費用を借金**。夜勤で週5日、2つのアルバイトを掛け持ち。香川県まで2時間マイクロバスで揺られて工場へ。夜通し働き朝帰り、そのまま授業へ。**借金はほとんど返せず**、学費・寮費に消える。



過労死。

《SYNODOS 2017年4月18日》



NOT FOR SALE

⑫日本で「奴隷労働」が起きている実態

ネット上から拾えた例19件のうち…

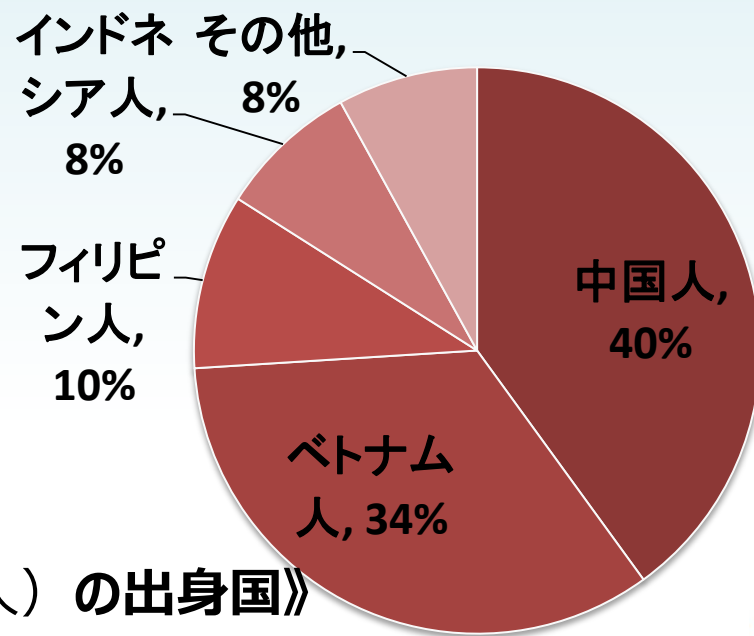
【都道府県】岐阜(4)、茨城(3)、長崎(2)、石川(2)、
静岡、香川、長野、大阪、群馬、栃木、岡山、宮崎

【業種】縫製(6)、農業(3)、金属等加工(2)、介護(2)、
産廃(2)、電子機器、自動車部品、梱包資材、弁当、

【在留資格】技能実習(14)、留学(2)、短期滞在超過、
日系人、難民申請、

【被害者出身国】

中国(10)、ベトナム(3)、
フィリピン(2)、スリランカ、
バングラデシュ、ネパール、
インドネシア



《技能実習生(現在21万人)の出身国》



NOT FOR SALE

⑬外国人技能実習制度とは

・建前は

途上国の若い人材を日本に招き、
日本の高度な技術を身に付けさせ、
帰国後に母国の発展に寄与させる
「国際貢献」

・しかし(多くの場合)現実には

日本の若者が就きたがらない
3 K職種に、短期（期限付き）で
低賃金の労働者を雇うための方策



⑭ 実習先で何が起きているのか？

長時間労働、無休、
低賃金、賃金未払い、罰金、不当な天引き、
違約金の脅迫、劣悪な住環境、
外部との交流/接触禁止、携帯所持禁止、
いじめ、暴力、セクハラ、差別、不当解雇、
(怪我のため等)ビザ拒否、強制帰国、など。



⇒なぜこんなことが？

⇒雇用者は**実習生が**
抵抗できないことを知っている。
だから平気で虐待・搾取を行う。



⇒なぜ抵抗できないのか？



⑮ 実習生が抵抗できない理由

- 日本に来る前に「**保証金**」を支払っている
(借金している)

+

- 実習生は制度上、
職場を変わることができない。



改善要求や抵抗ができない



⑬「一部の不届き者の所業」ではない

- 厚労省「外国人技能実習生の実習実施機関に対する 監督指導、送検の状況（2015年）」
- 5,173件の監督指導を実施し、うち**71.4%**にあたる3,695件で**労基法違反**が認められた。
 - 労働時間 22.6% 安全基準 20.8%
 - 割増賃金 15.0% 労働条件の明示 11.4%
 - 賃金の支払い 10.5% 衛生基準 10.2%
 - 健康診断 9.9% 就業規則 7.7%
 - 賃金台帳 5.4% 寄宿舍の安全基準 3.1%
 - 最低賃金 2.2%
- 2016年中に人権侵害が疑われる事案について、23の実習実施機関に対し調査。労基関係法令違反の**21件に是正勧告。重大・悪質な4件を送検**。9機関は「不正行為」が認められる旨を通知。



⑪ 法律が成立したが…

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」
2016年11月に成立

技能実習の適正化、新たな監督機関の設置、
実習生の保護、などを謳っているが…

**強制帰国など根本的な搾取構造が
改善されていないため、実効性に乏しい！**

むしろ2020オリンピック・パラリンピック東京大会に
向けて、建設業の実習生受け入れ枠拡大
「介護」等にまで職種が拡大。

⇒人権問題・労働搾取の悪化が懸念される



⑱外国人労働者の新たな搾取問題＝ 「偽装」留学生

- ・日本政府の「留学生30万人計画」
⇒留学ビザ大量発給／日本語学校でも「留学生」
⇒**新たな「日本への入国・就労手段」**
- ・留学ビザは「週28時間まで就労可能」
⇒アルバイトとして留学生を雇う企業続出
(深夜のコンビニ、弁当工場、新聞配達など)
⇒**「出稼ぎ」目的で、留学する外国人が急増**
(特にベトナム人とネパール人)
⇒**夢物語を吹き込んで送り込むブローカーの暗躍**



①9 留学生が技能実習生よりひどい「奴隷」になりうるのは、なぜか (1)

- ・「授業料と寮費の前払い」⇒
数十万～100万円超の借金で、学費と寮費を
前払いしなければならない
「留学」なので学費を払い続けなければならない
⇒**借金が積みあがる**
- ・「週28時間の制限」⇒思ったほど稼げない
⇒でも稼ぐ必要があるから、制限を超えて就労する
⇒「違法就労」の自覚がある・雇う側も知っている
⇒**過酷労働を課されても誰にも相談・通報できない**



②②留学生が技能実習生よりひどい 「奴隷」になりうるのは、なぜか（２）

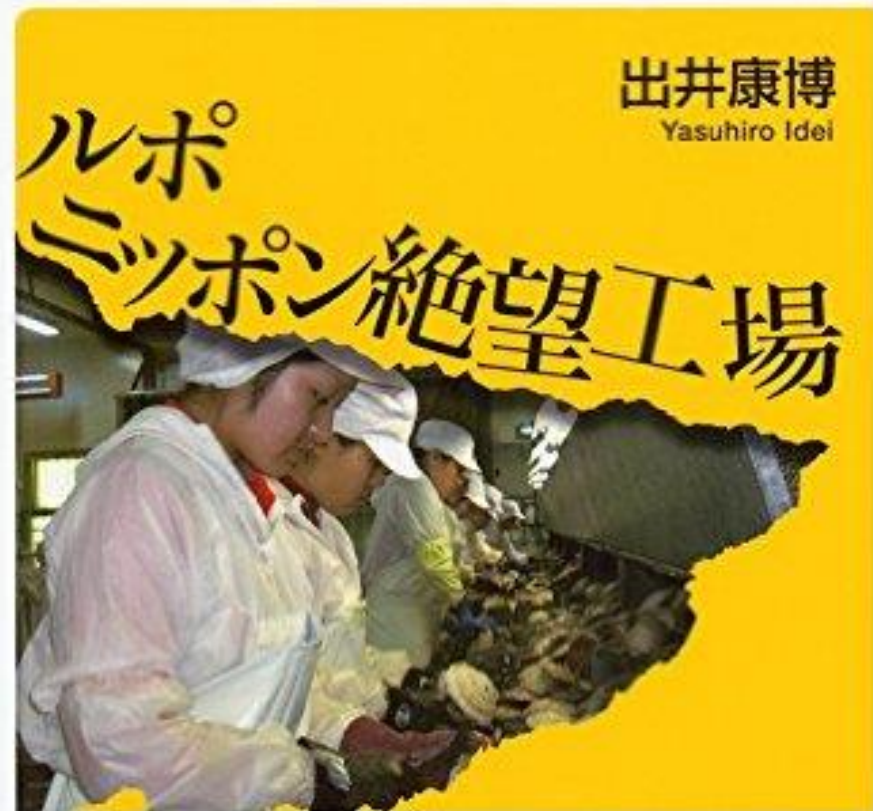
- そもそも、**日本語学校**と事業者が同一、または連携して、留学生を**搾取する構造**ができている（留学生には「アルバイトを斡旋してあげる」「アルバイト紹介料」でさらに巻き上げることも…）
- **メディアがあまり取り上げない**
（新聞販売所が温床だから）
- 「**留学生30万人計画**」の建前があるから、問題を指摘しづらい
- 途上国の貧しい若者を食い物にする、**ブローカービジネスの存在**



②『ルポ・ニッポン 絶望工場』

by 出井康博
【2016年7月】

“偽装”留学生、技能
実習生、外国人介護
士の問題など、最新の
動向をルポ。
ぜひご一読を。



新聞・TVが報じない
「現代の奴隷労働」

- 外国人犯罪者の1/4がベトナム人 • “奴隷労働”が支える新聞配達
- 日本語学校によるボッタクリ • 犯罪都市「NY化」する日本
- 日本への出稼ぎをやめた中国人

講談社 新書

彼らの「静かな復讐」が
始まっている



②② 放置しておくことのデメリット

- 外国人を奴隷のように搾取する過酷労働をこのまま放置しておくとうなるか？
- 逃亡(毎年3千人が行方不明) / 犯罪の増加
⇒ 社会不安の増大 ⇒ **分断社会**
- 本国での日本の評判低下
⇒ 「出稼ぎ先」としての魅力が低下
⇒ 外国人労働者が来なくなる
⇒ **ますます人手不足**
- 国連、外国政府、国際NGOなどからの批判
⇒ **企業の国際的な信用低下**

官民一体となって、取り組むべき問題！！



②③日本人従業員にとっての、 いわゆる「ブラック企業」問題との違い

外国人労働者の持つハンディキャップ（壁）

- ・在留資格の制限 ・本国での借金 ・中間搾取
- ・外国人差別・言葉の壁・法へのアクセスの困難さ
- ・相談相手/窓口の少なさ ・世間の関心の薄さ
- ・議員の関心の薄さ（＝票に結びつかない）
- ・偏見（「本国に比べれば、日本の最低賃金以下でも十分な金額だろう／日本人の職を奪っている」）
- ・事業所も経営難/人手不足
（そもそも零細企業/不人気業種）



②④ どうしたら、日本での人身取引・ 現代の奴隷制をなくせるのか？

- **メディア**：もっと取り上げるべき。
- **政府**：まず現実を直視して、小手先の改革にとどまらず、まっとうな移民労働政策を取るべき。
- **NGO**：実習生や留学生の働く事業所は、**どこの企業のサプライチェーン**にあるのか調査
- **企業**：**日本国内のサプライヤーも末端までチェック**して、実習生・留学生その他の外国人労働者への搾取が無いかを調査⇒サプライヤーと共に解決。



ご清聴ありがとうございました

お問合せは：ノット・フォー・セール・ジャパン(NFSJ)
japan@notforsalecampaign.org まで

NFSJのFacebookページを「いいね！」してください
<https://www.facebook.com/notforsalejapan/>



NOT FOR SALE